

第二十二回

参議院社会労働委員会会議録第十九号

(二七三)

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前
十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君
理事

常岡 一郎君
常岡 竹中 勝男君
山下 義信君
加藤 武徳君

委員
榎原 亨君
高野 一夫君
谷口 弥三郎君
松岡 平市君
横山 フク君
森田 義衡君
阿具根 登君
河合 義一君
山本 經勝君
相馬 助治君
有馬 英二君
長谷部 ひろ君

○委員長(小林英三君) たゞいまから
社会労働委員会を開きます。
○社会保障制度に関する調査の件
(赤痢予防注射等に関する件)
(つき添い婦制度に関する件)

本日の会議に付した案件

本日は社会保障制度に関する調査を
議題といたします。
この際、大臣から発言を求められて
おります。発言を許します。

○國務大臣(川崎秀二君) 先般の委員
会におきまして榎原 山下両委員から
御質問のありました赤痢ワクチン製造
の件につきまして、その後調査いたし
ました点をも含め、最初からの経過を
説明申し上げます。

昭和二十四年以来急激に流行を示し
てきました赤痢の予防対策の一環とい
たしまして、赤痢ワクチンの研究は相
当以前から行われていたのであります
が、昭和二十八年の初頭におきまし
て、国立予防衛生研究所において赤痢
ワクチンに関する基礎実験が完成をい
たしました。またこれと時を同じくし
て、伝染病研究所、北里研究所等におき
ましても赤痢ワクチン、ロ
ダンカリ・ビタミンK3ワクチン及び
アルコール感作ワクチンの製造につき
ましての基礎的研究がほぼ完成いたし

たのあります。厚生省といたしまして
は、この予防衛生研究所の研究を進め
るとともに、これらの専門家の協力を
得ることを必要と考えまして、予防衛
生研究所の福見細菌部長を班長とする
赤痢ワクチン研究班を組織せしめ、昭
和二十八年度から厚生科学研究費を配
分しまして研究を行わせ、その協力に
よって国立予防衛生研究所の研究の推
進をはかつてきました。

そして昭和二十八年度及び二十九年
度におきまして、以上申し述べましたよ
うに赤痢ワクチンの研究を行なつてき
たのであります。この研究の結果、三
十年度におきましては、相当多数の人
に対しても野外接種を行うことを必要と
しつつそれが可能と認められる段階に
至りましたので、予防衛生研究所の細
菌部長である福見氏が、細菌製剤メー
カーのうち、最も大きな設備を有する
ものの一つである武田薬品工業株式会
社に依頼し、その全面的な協力を得ま
して、昭和三十一年一月二十七日から
三月二十八日までの間に赤痢ワクチン
を製造したのであります。この依頼の
際には、第一に、福見細菌部長の作成
した処方によつて全工程を行なうこと。
第二に、中間過程の各段階において現
物を予防衛生研究所に送つて検査を行
なつておりますので、製造に対する
予防衛生研究所の監督には遺漏がない
ものと考えております。

先般の委員会におきまして、厚生當
局の統一したる見解並びに從来の経緯
を御報告申上げることを約束申し上
げおりましたので、この際これを御
報告申したのでござります。

○委員長(小林英三君) 次は、つき添
い婦制度に関する件につきまして厚生
省の費用は、すべて武田薬品工業株式会
社において負担すること。等の条件を
示し、武田薬品工業側の了解を得て行
なつたものであります。

なお念のために、實際の製造工程に
おける監督の状況を申し上げますと、
製作の最初に当つて、福見氏から武田
薬品工業の金子細菌部長に対しまし
て、製造工程について詳細な指示を寺
え、次いで福見氏の指示に基いて、研
究班の一員である田所氏が製造に入
り、最初の段階において十日間現地におも
むいて指導し、その後同じく研究班の
一員であり、クローム・ワクチン——
ワクチンはクローム・ワクチンであり
ますが、クローム・ワクチンの創始者
である安東氏が二十日間、製造の期間
中において現地におもむいて直接指導
に当つております。さらに製造の各段
階においては、当初の条件通り現物が
予防衛生研究所に送付され、その検査を
受けた上で作業が進められておりま
すし、最終段階におきまして、予防
衛生研究所において直接厳密な検査を
受けた上で作業が進められておりま
す。そうしてつき添い看護が不承認
となつたが病院においてつき添いを必
要とすると認めておる者が五十名おり
ます。病院側では、これは必ずしも一
人の患者に一人のつき添いが必要では
ないが、患者二人に一人の割合で必要
であると言つております。すなわち百
三十六名の患者の世話を八十六名のつ
き添い婦がやつておるのであります
が、少くとも百十一名のつき添い人が
必要であると言つております。厚生省
案の二十五人に一人の割合とすれば、
当療養所には五十名の看護婦が配置さ
れるわけですが、医師、看護婦

の費用は、すべて武田薬品工業株式会
社において負担すること。等の条件を
示し、武田薬品工業側の了解を得て行
なつたものであります。

○常岡 一郎君 それではつき添い制度
に関する清瀬療養所の視察報告をいた
します。

去る六月十五日榎原、森田、竹中、
河合、相馬、有馬、長谷部、常岡の各
委員がつき添い制度に関する国立療養
所清瀬療養院を視察いたしましたが、そ
の概要を御報告申し述べることにいた
します。

現在清瀬療養所には八百九十八名の
患者が入院しております。同病院当局
がつき添い看護を必要と認める者は百
三十六名であります。そのうちつき
添い看護婦の看護の承認を得た者が八
十六名で、その内訳は、生活保護患者
が四十五名、その他が四十一名であります。
三十六名であります。そのうちつき
添い看護婦の看護の承認を得た者が八
十六名で、その内訳は、生活保護患者
が四十五名、その他が四十一名であります。
三十六名であります。そのうちつき添い看護が不承認
となつたが病院においてつき添いを必
要とすると認めておる者が五十名おり
ます。病院側では、これは必ずしも一
人の患者に一人のつき添いが必要では
ないが、患者二人に一人の割合で必要
であると言つております。すなわち百
三十六名の患者の世話を八十六名のつ
き添い婦がやつておるのであります
が、少くとも百十一名のつき添い人が
必要であると言つております。厚生省
案の二十五人に一人の割合とすれば、
当療養所には五十名の看護婦が配置さ
れるわけですが、医師、看護婦

の意見によりますれば、これでは非常に看護力が低下して、これを一挙に強行すればおそらく非常な混乱状態に陥るものと考えるとことになります。厚生省案を実施するといたしまして、ある期間はつき添い人を認める必要があり、一挙に全面的に廃止することについては、よほど慎重な考慮を要すると言つております。

一面病院管理の上から見て、つき添い人の職務行動は最近は非常によくなつておりますが、なお規律の上から、指導系統が確立することが必要であり、そういう点からは完全看護に十分な数の看護婦がいることが望ましいとは考えているところであります。

現在おりますつき添い看護人八十六名のうち、二十七名は看護婦の資格があり、他は無資格のものであります。年齢層といたしましては、四十才から四十九才までの者が最も多く三十三名を占めています。次は三十才から十九才までの者が二十一名であり、六十九才以上の者が五名おります。

つき添い人の看護料金について申しますと、看護婦資格者は、普通病が日額四百七十円——これは五年未満の者であります。五年以上の者になりますと五百七十円、伝染病、結核などの場合で五年未満が五百六十円、五年以上が六百八十円、特殊伝染病のベスト、コレラなどは五年未満が七百円、五年以上が八百五十円であります。看護補助者は、普通病が四百三十円、伝染病は五百十円であります。給料の支払い状況は相当よくておる様様でありますし、大体看護券の請求書を出してから三ヶ月くらい後につき添い人が入手するものが普通のようであります。

次に、今回の視察のおもなる目的である患者側の気持、意見について申しあげることにいたします。総じて内科の重症患者及び外科手術後の患者はつき添い人廃止問題について非常に不安全性を述べることは事実であります。がつておることは事実であります。患者側の意見として主要な点をあげますと、一人の患者に一人のつき添い人が専属的に看護してくれることは精神的に大きな力であると申します。たゞ、言葉を出すことができぬような場合でも患者の気持、心持ちをくんで世話をしてくれるし、病院の看護婦ではとてもしてくれないだらうと思われるようなことをやつてくれるのです。つまり、特に泊り込みで看護が必要とする患者についてはつき添い人が絶対必要である。かりに昼夜三交代制の看護婦がおつても、とうていつき添い人のような行き届いた看護は望めないと言つております。それから洗たくと食事について、つき添い人が廃止されると非常に困ることを主張しております。

洗たくは現在下着類までつき添い人が普普通などの洗たくには非常に困ることになるということであります。食事につきましても、現在も実際は病院食だけでは満足できず、補食をとるのが普通であり、その補食をつき添い人が整えておるようですが、そういう点ではつき添い人がいなくなることは非常に不安の念を抱いておるようであつます。

つき添い人側の意見等につきましては、先般の委員会の際参考人が述べた意見と大差ないようでありますから、

○委員長(小林英三君) 次は第三班の山下委員にお願いいたします。

○山下義信君 当委員会の命によりまして国立埼玉療養所を視察いたしました。その状況を御報告いたします。

現場におきましては、所長初め幹部職員より概況の説明を受けまして、つき添い婦、患者諸君の代表よりはそれぞれの陳情を聴取いたしまして、かつ外科及びカリエスの重症患者を収容されておりまする病棟につきましては、一人一人しさに実地を視察いたしましたが、その調査の概要につきましては、主觀をまじえず御報告いたしたいと存じます。

当療養所は安静度四度以下の重症患者が多くありますて、患者の現在員は八百三十名で、十二の病棟に収容されております。これに対する看護の現況は看護婦百十四名、雜仕婦二十三名、つき添い婦五十六名、家族つき添い六名であります。一病棟患者平均数が六十ないし七十名でありますから、一病棟当たりの看護の実情は、看護婦九名、うち一名は雜仕婦、それにつき添い婦が四名いるということになるのであります。つき添い婦は重症患者一名について一名でありますが、病状の経過によりましては、特に療養所側からの依頼で二名の患者を受け持つことがあります。つき添い看護を多く必要とするとは言ふまでもありませんが、その一名分は無報酬でやつておるようであります。身動きのできぬ外科及びカリエスの患者を収容しておる病棟は、つき添い看護を多く必要とするとは言ふまでもありませんが、当療養所におきましては入所患

者の四〇%が医療券患者であります。ば、その六〇%が医療券患者であります。従つてつき添い婦を必要とする重病患者は、主として生活保護法の患者に多いということになるのであります。
つき添い業務は他と同じでありますとて、検温、検尿、病状観察等の直接看護を始め患者の清拭、洗髪、ベットの整頓、屎尿の世話、食事の世話、衣服の洗濯、手紙の代筆等一切の間接看護をも行うのであります。つき添い婦は組合を組織し、療養所内に居住と食事の手配を与えられております。これらにつき添い婦は療養所に生活の根拠を有しておる実情であります。その状況は下記を示す所であります。つき添い婦は比較的少く、年平均五、六人の交代で移動にすぎません。当療養所長の見解を有いたしますても、看護婦とつき添い婦との得失につきましては、病状の看視、特殊の身の回りの世話につきましては、身の回りの整理、日用品の買い出しをしてやることにつきましては、つき添い婦でなければ満足が与えられないといふことを証言しております。たゞ看護婦に利点がありますが、二十四時間かたわらについて世話をすること、口に合う家庭料理を作つてやること、直接看護の面は看護婦の勤務の中に含まれるとしましても、身動きのできないうちに重病患者にとつては、間接看護の面

において未解決の問題が多く残される
であらうと思ひます。ことに代休、病
欠、喀血等の突發症におきましては、
看護員の要素が多分に含まれるもの
と思われます。

終りに当りまして、当療養所の患者
代表の諸君にお目にかかるてその陳情
を受けました。内容の伴わない完全な
看護の多い今日の現状でつき添いを廢
止するということは、療養生活を困難
にし、ひいては死を意味するものであ
るといふ真摯なる陳情を受けたことを
申し加え、以上御報告を申し上げま
す。

○委員長(小林英三君) これよりつき
添い婦の制度につきまして、厚生当局
に対しても質疑を行います。

○竹中勝男君 大臣にお尋ねしたいと
思いますが、ただいまの御報告をお聞
きになったと思ひますが、現在の國立
療養所の看護といいますか、すなわち
看護婦並びにつき添い婦によるところ
の看護力がどの程度に——それで完全
とは思われないと思ひますけれども、
完全と思われるならば別ですけれど
も、相當これは不足してゐると思いま
すけれども、どの程度に不足しておる
といふうにお考えでしょうか。とい
いますのは、清瀬におきまして、百三
十六人のどうもつき添い婦が必要
な患者があるのに、八十六人しか承認
を得ていませんといふような状態であり
ます。また看護婦の看護力といふもの
は限度がありまして、非常に不十分で
あるといふことも私どもは見て参つた
わけです。この看護力の点、それから
病棟が清瀬のごときは、私も參りました
たのですが、榎原博士に、これでこ
の病院は上中下に分けてどのくらいの

ところにあるものでしょうかと聞きましたら、これは中以上だろうと、こういう専門家の判断でした。それを中以上とすると、私は非常に驚くことに、患者が急病になったときの、急に病状が変わったようなときに知らせる方法がほとんどないのです。看護婦を呼ぶといつても、看護婦が見えない、あるいは鈴の設備もない、あるいはベッドから尿便をたすときに何もそこに手の届くような所にものがない。非常に病棟自身が設備が不完全である。これが中以上、いい方でしようと言われるようなことであれば、これはまあ実におぞろしいことだと思います。それから食事もほとんどつき添い婦が重症の結核患者が絶対に健康を回復するための力口りをこれによって確保することです。そうすると病院が九十何回かの一日の食事でもって、重病の患者及び看護婦が料理をして別にこれを食べさせることで、現在の看護者はこしらえて食べさせておりました。それから食事もほとんどつき添い婦が重症の患者には、このように見受けられました。その他の洗たくの問題であるとかもいろいろ非常に不足だというふうに私は見受けたのです。現在の看護力では、ますそろい点について、大臣はどういうふうに考え方ですか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(川崎秀二君) ただいまお尋ねのありました点は、今回の予算措置におきまして、国立療養所における職員の定員を増加いたしました基本問題に關連をいたしますので、今度のつき添い婦の問題については、当委員会における総合的な御審議は今日が初めてありますので、法案を伴いません

議題でありますために、今まで当方

。

より所信を申し述べたる機会がありませんが、ただ質疑応答のみをいたして参った関係もありまして多少不十分でありますので、これらの点にも関連をいたしまして、政府側の今回予算措置におきまして、いわゆる職員の定員増加を行いました根拠について申し述べたいと思うであります。

国立療養所におきましては、現在職員の定員が十分でございませんがために、医療の重要な部分を占めております。この患者の看護につきまして、その相当な部分を社会保険及び生活保護に認められておるいわゆるつき添い婦の制度に依存せざるを得ない状態であるのであります。従いまして、ただいま御質問の今日国立療養所の看護力が十分であります。従いまして、つき添い婦を入れてもかつ十分でない、ことに本来の職員のみでは十分でないことは明らかであります。しかしこれらのつき添い婦も適切であるという点であります。

第三は、所内の清潔保持、火災予防、食品衛生等、療養所の管理面からも適切であるという点であります。

第四は、従来は患者一人に対しつき添い婦一人といふ原則であり、かつ患者の個人的な使用人でありますため、余力があつても他の患者の看護に振り向けるということが必要しもできなかつたのであります。この点今後は機動性を発揮し得るので、ひとり重症患者だけでなく、一般に患者に対するサービスの向上を期待できると思うであります。

第五に、つき添い婦の承認がおくれるため、従来応急の看護に支障を来たした事例もありましたが、このようないつつき添いが自然解消され、新たに雇われたるところの定員が訓練を経ましては、いわゆるこの職員増加をいたしました。いわゆるこの職員増加をいたしましたに際してのマイナスの面に対してどう思ひかといふお話をあります。その後この転換の時期等につきましては、十分に考慮をいたしましたが、その途上におきますいわゆる転換期と申しますが、一方においてつき添いが自然解消され、新たに雇われたるところの定員が訓練を経ますれば、これは私は正確に申し上げれば、この数字をもってほぼ達することができますと申します。けれども、完全に十分であるとは考えておりません。

第六は、社会保険の被扶養者の患者

の手によって行うことによいたいと考へ、そのために必要な職員の増員を

はかつておる次第であります。

で、今回の措置は国立療養所におけ

る看護力の増強と療養所の管理、運営

の円滑を目的として行われるものであ

りますが、職員の増員が認められま

す。

第七は、社会保険の被扶養者の患者

の身辺のお世話を国立療養所の職員

がおこなうべきものであるといふこと

であります。この点今後は、いわゆる

このための転換はなるべく避けて、

ここに弾力性を加えて実施をいたしました。

その際にいて、つき添い制度が全面

に一挙に廃止をされるというような

こととのための転換はなるべく避けて、

このよくな転換をいたしたいのである。

かづ竹中さんたどいまでの御質問に

は、今日の看護力は十分でないのでこ

こしては、いわゆるこの職員増加をいた

たいのが今日の所存であります。

以上政府の所信を最初に申し上げ、

かづ竹中さんたどいまでの御質問に

は、今日の看護力は十分でないのでこ

こしては、いわゆるこの職員増加をいた

たいのが今日の所存であります。

いわば専門的技術の保持者であるといふことには限らないのです。従つて、つき添い婦は、個々の患者と雇用関係にありますため、療養所長が直接指揮することができないといふ不合理な点があるといふことが指摘をでかることの思ひであります。これをもつてお答えいたしたいと思います。

○政府委員(曾田長宗君)　ただいま大臣から根本的なことはお答えになつたのであります。それにつき加えて申しますれば、先ほど実地を御調査になりました委員の御報告にもございましたように、事実、療養所におきましては、現在一人についてもつておりますつき添い婦さんに、他の患者の世話をある程度見てもらつておるわけであります。しかしながら、十分に療養所の中では一定の数の看護人員で、相当多数の患者さんのお世話をするということがあります。したがつて、一人が二人の世話をすると、あるいは三人の世話をすると、いろいろなことだけにはとどまりませんので、一つの病棟ならば病棟におります方々に対し、かなり広く必要に応じてはいろいろお世話をすると、いろいろな必要が出てくるわけでありまして、かような点を考えすれば、今日、何はともあれ、一人の患者さんについていただいておるという形になつておられますつき添い婦さんに、この全体の病棟中の患者にいろいろお世話をすると、お膳を下げるとかいうようなことにまで手伝いをしていただくといふようなことは、やはりある程度がござります。これを所の職員としていたしますれば、その仕事の分担あるいは区分といふようなものを一つのチームとして、自

まして、婦長なりあるいは總婦長なりに応じて仕事の配分をいたし、指揮もあり、指図もするということになるのであります。かような点におきまして、今のように、所の命令系統に入つておられません人たちにお手伝いをしていただいておるということでは、どうしても十分なことができかねるということが根本的な問題でございます。そのほか、いろいろなこまかいことなどございましょうけれども、さようなことは、私どもとしてはむしろ二次的の問題で、一番本質的な問題は、今申し上げたようなことであります。

それから、国立病院のあるところでもつて、いろいろつき添い婦さんがおられたために、重大な支障を生じたといふようなことがあるではないかと、いうようなお話をつきましては、これは私どもとしましては、外からつき添い婦さんが入つておられましようとも、あるいはおられますまいとも、であります。あるだけ職員が力をふるいまして、そして患者にいろいろ御不自由をかけないといふことに努力をしなければならぬということで督励もし、また皆さんも努めていくれることと思うであります。あるいは、患者さんの方から見まして、どうもサービスが足りないというふうに考えられることはございましょうと思うのであります。されば、今後私どもも努めて参りたい、またその看護の態勢を整え、またいろいろ施設といふようなものの整備にも今後努めて参りたいといふうに考えております。ただいま御指摘になりました所内の、御指摘もございました物的のような事例は、実は私ども具体的な報

○阿具根登君 関連して御質問申しますが、大臣の御説明を聞いておられますと、内閣がいつも言つておる合理化をこれに考えておるような気持がされるのです。いわゆる病院の合理化か、看護の合理化か、こういうような考へておる。なるほど、机上で考へれば、そういうことも言われると思うのですが、ただいま清瀬あるいは埼玉の療養所の仕事に携わつておる責任者の方々あるいは患者の方等の御意見を伺つてみましても、今御説明になつたことと全く相反しておる。たとえば、外国等でよく言われておる「乳飲み子に一日に何回も何回は回を変えねばいいのだ」というようなことを念頭に置いて治療というものは携へるべきであるといふように言われるのですけれども、それにはそれに必要な設備が十分完備されなければなりません。かかる想點に立つて、ただいまの六項目に対する一、二の質問を申し上げたいと思ひます。

まず、指揮系統が乱れておるから非常にむづかしい、こういうようなことを言われるが、つき添い婦に対しては、何らの指揮も、指図も与えることはできないようだ。そういう粗雑なものであるかどうか。これを今度そんでないとするならば、何か規則の上に纏つておいて、自分の思う通りに動かしたくなるといふらうな官僚的な考えに陥る、はなつてくると思うのでございます。

特に入院中の患者、しかも重症にあらざつておる患者は、何を最も望んでおるかということになれば、人間愛であると私は思うのでござります。ただ専門家だけは病人がおるかどうか。それにについておる、ほんとうに親身になつて世話をしてくれる人が、いかにこれが力になつておるかといふことは論を持たないことがあります。こういう点について一、二の、問題は同じような問題であります。どうお答えになるか。

それから清潔の問題でござりますが、清潔の問題といふものは、そういう施設がないからこそ不潔になつてしまふものだと思ひます。たゞえば食事の場合も、割り当てられた食事以外の食事を、そのベッドの横で晝たきをするとか、そういうことであつたならば、不潔にもなりましようし、あるいは災害のもとにもなりましようけれども、そういうようなことがないような施設をはつきりするならば、十分分別な方の養護ができるであろうし、患者に満足を与えることでもあらうと思つてあります。そういう設備が完備されておるかどうか、こういう点をお尋ねしたいと思います。

それから病人の個人的な使用人であるから非常に扱いにくく、こういうことを言っておられます。私は患者を自由奔放にほつたらかしておけといふのではなくてはございません。赤床患者が非常に空腹なときには、肉親が看護をするならば失敗をすることがある、看護は場合によつては鬼のような気持で看護をしなければならないといふことも私は知つております。しかしそれをほんとうに知つて

これらの患者の重患者のそばからつき添い婦をもぎ取つてしまふ、というような結果にもなるのでありますからして、少くとも三十年度といふ切りかえ期、あるいは三十三年度、三十一年度といふような時期でもけつこうですが、長いほどこれはけつこうと思ひますけれども、この新しい制度に切りかえていくと、いために、患者及び国民の弱い階層にその赤字だとか、根本的の計画の切りかえの犠牲をしわ寄せするというような結果を招來することは努めて警戒しなければならないと考えております。そこで大臣にお尋ねしたいのですが、社会保障制度を充実していくといふ政府の建前からも、また人道的な建前からも、現在の医療制度を改革していく上において、この切りかえの時期を相当慎重にするという上から、現在のつき添い婦はこれであつても絶対的に不足なのですから、このまま当分この年度、最低この年度内は現在のつき添い婦をそのままにしておく。これをむやみに首切らない、減らさない。そして一方で二千二百七十人という難仕婦を置いておる。そうしてこの訓練期が少くとも数年要ると思いますので、この切りかえ期を円滑にやるために、一方に定員制をしくと同時に、現在のつき添い婦制度を当分——当分といふのは、最低三十年度、あるいは三十三年度はこのままにしておくという考えについて、これが社会保障制度のほんとうの意味の充実強化、弱い者の、国民の一一番弱い階層に向つて国家財政の赤字をしわ寄せするということを回避する、そういう目的を持ち、同時に人道的の意味において、国民の弱い階層を徹底的にわれわれは現在の政府が慎重

に取り扱い、これを擁護するという、そういう政策の現われとして、私の今申しましたように、つき添い婦はこのまま置いて、試験期としてこの三十年度は定員化した雑仕婦を訓練する時期だというふうにお考えになることはどうですか、それについて大臣のお考えを承わりたい。

そういう政策の現われとして、私の今まで定員化した雑仕婦を訓練する時期は、定員化したようになります。つまづいて、試験期としてこの三十年度は、定員化した雑仕婦を訓練する時期だというふうにお考へになることはどうですか、それについて大臣のお考へを承わりたい。

○國務大臣(川端秀二君) ただいま竹中さんの申されましたお気持については、またお考へについては、私どもも原則的には全く同じような考え方を持つております。ただ今回の増員は、最初からの目的でありまして、この制度をいたしましてだんだん充実をさせていきたいという所存から出たものであります。つき添い制度の廃止といふことが一つの大きな目標ではなくして、こういう新たなる職員の増加をはかり、看護力の充実をいたしたいといふ面から、一方において従来まで置かれてきたつき添い婦というものが漸次縮小し、本年度内において整理をされるという建前をとつたわけであります。しかしながら、御指摘の点もありますので、一月から実施をいたします際におきまして、相當にダブルの期間を設けるということにつきましては、これは考をいたしてみなければならぬと思つております。原則を変更する意図は今日はありませんし、また実施の時期も、一月から職員の増加をはかり、三月三十一日においてつき添いをやめるたしてみるとおりであります。予算上の操作が十分にできますれば、この期間におきましては、相當に考慮をいたしてみるつもりであります。

いたい、かように考へておる次第であります。もとより、ただいまお話をなりましたのは、社会保障の強化ということを目標にしておつて、事実はそれが急激な切りかえのために、一時的にもダウソルする事があるのです。いかという意味での御質問であり、御要望でありますから、その点はおどります。もとよりつき添い婦の方へが適格でありますれば、二千二百七十名の新增員に充当をされることもあるとおもりますし、また本年は一万ペッドの増床をいたしておりますから、それに対する看護力の強化で五百名ほど必要とする看護師は、もし適格でありますれば転換をされたるところのつき添い婦の方々をも充當する余地はある上にありますから、これらの制度も活用いたしまして善処いたしたいと思つておる次第であります。

です。われわれは、患者を安心させます。つき添い婦の身分を保障していくとともに、この切りかえにおいて十分慎重に考慮が払われていかなければならぬないと考えております。そこで、新規につき添い婦になられるという人は押さええていいかと思ひますけれども、少くとも現在つき添い婦をしておられる方、つき添い婦としての登録をどこかの国立病院関係の組合にしておられるという人たちについては、これを軽々しく失職させるということがこの切りかえの期間にあってはならないようと思われるのです。そういう点について、どの職域においても、一年やそちらのうちに二割ぐらいは減つてきます。離れていきます。整理を無理にしないで、自然に整理はさせていくと、思ひます。そういう意味におきまして、現在のつき添い婦の登録をしておられる人を失職させない、ということをお考へるは、大臣の腹の底にしつかりあっては、ものと私どもは思つております。

けなければならぬ重大な点であるとおもいます。従いまして、二千二百七十タ格であります。増員の採用の際におきましても、適格でありますれば、つき添い婦の方々が転換をする場合においては、これは申上げた通りであります。しこうして、ただいま加えて御説明を申し上げます。したまうに、一万ベッドの増床、獨立の場合は二千ということになりますが、このうちにおきます四百の分につきましても、十分に考慮をいたしたいと思います。お相当数のこれにこえる方々につきましては、各種の介立病院等に積極的にお世話をいたすことによつて、そのために悲劇が起るといふようなことのないよう十分に努力をいたすつもりでござります。

の問題があるので、私どもはこれを今まで取り上げて問題としているわけですが、先ほど竹中委員の発言はきいて具体的で重要な内容を含んでいました。竹中委員の申していることを静かに聞いておりますと、少くとも三十年あるいは三十一年の予算年度内においては現在のつき添い婦の制度をそのまま残しておいて、そうして二千二百七十人の増員の分だけは増員して、これを試験的に訓練して切りかえて、いつたらいがであろうといふことを具体的に申しております。これに對して大臣は、話はよくわかつて、その趣旨はよくわかる、こう前段で言つておりますけれども、抜けめなく、三月三十一日までにとにかく切りかえたいということを言つていて、一つも問題は解決していないように思います。

いうお話をだが、これはわれわれはさよない。そういう言明に望みを囁するわけにはいかない。ここ一年くらいはこのつき添い婦制度を廢止するためにも、この切りかえに矛盾のないよう、何とかこの際厚生省において、現在この職を持つておるつき添い婦の身分は最低守る、こういうことにならないものか。どうしても原則上さようなことはだめだという御意見なのかどうか。またこの前の委員会で質問はいたしておりますけれども、衆議院の決議をどのように厚生大臣は読みとつておるのか。これについて私はこれらを総合して、大臣との際所見を承わっておきたいと思います。

も、年度内におきましては相当な効果も現われ得ることと期待をいたしておりますので、従つてつき添いの廃止、つき添いが自然的にこれに取りかわられるということの時期は、先ほど申し上げたような年度内ということ方に針はなつておるのであります。その際に二月に何人、三月に何人といふよなことに具体的にはなつて参ると思いまするけれども、その際におきましては、十分に衆議院の御決議、あるいは參議院におきまするお話し合いを十分に尊重いたしまして、これが、過渡期の切りかえが非常な混乱を起さぬよう、スムーズに行われるよう、予算上の今回の措置の内部におけるところのやりくりによりまして処置をつけたいというのが、今日の厚生当局の考え方であります。

なれば、やはり奥さんの言われるようなあなたたかな人情も殺して、そうしてただほんとうに理屈だけで何をかもおっしゃるような、そのお苦しい気持を私はお察ししているわけなんですがれども、先ほどいろいろ伺いますと、やはり政府のねらいというもののは予算の削減にあるということをはつきり感じました。そこでその一番弱いところにそれのしわ寄せが寄ってくるということも私はわかつたのです。それを大臣はこの前からずっと、看護力の増強のために今度の措置をとるんだということをしょっちゅう言つていらっしゃるのです。私は実はそれが心外でならない。つき添い婦のことは、四千二百人の労働の内容といふものは、ほんとうに患者にとっては一番重要ななものであるとは私は思つていいわけなんでございます。そこで二千二百七十人を増加するとおっしゃいますけれども、事実はその半分が難役婦なんです。そして四千二百人を首切りといふよりなことをおっしゃいますが、それを私は考えてみますと、実質的としては六千名くらいの労働力の低下になるということをはつきりと感じることができるんです。全くこれは内容を落すことになるわけなんです。そらしてこの間病院を見学させていただきました。今日も先生方の御報告が克明にございましたように、患者さんも、お医者さんも、看護婦も、みんなこれには反対をしているのです。どうか大臣もう一へん考え直して下さいませんか。そうしてあなたの奥さんがいつも私どもにおっしゃつていらっしゃるよ、ほんとうに人間味の豊かな御主人であるということを、あなたほんとうにもう一べ

いろいろお話ををしてきたのです。そうしてもう今度こそは大臣にどう思われても私はかまわない、心からお願ひをしなければいけないと決心してきたのです。もう一べん考え方直していただけませんか。どうでしょ。

が国の病院経営を切りかえていきたいという趣旨から出たのであります。この原則を今後回をいたすわけには参らないのですが、撤回をいたさざいます。しかしながらつき添い婦の今日におかれている環境並びに状態に考つきましては、政府としては十分に考へたきをいたさねばなりません。これは単

緊急閣議で十分ばかりしかありませんが、できるだけ一つ大臣に対する質疑を先にしていただきたいと思います。

○柳原亨着　この点がはつきりいたしませんので、今仮事務當局にお聞き
に対しての措置を明年度の予算でやることになりますから、従つてつき添い婦が三月三十一日で全部なくなるといふ方針ではあっても、そのことによつてそれが終るわけではないと思つております。

國務大臣（川崎秀二郎） 今のお話の
年度末においてもなおかつこれが残つた
といふ条件でなければ、私どもはこれに御賛成申し上げることはできなか
い。こういう立場を申し上げておきま
す。その点のお考えを厚生大臣からあ
う一ぺん、くどいようですが、お聞き
したい。

谷部議員から個人的な環境にまで立ち至りましてお尋ねがあり、かつ御説諭

なるこの国会での紋切り型の答弁で尽し得るところではございませんが、

えはちょっとあとにして、大臣はお急ぎのようですから……。先ほど私は左

した、おそらく事務当局のお話は、結構には二千四百カロリー食事が要る、

○山下義信君 今の予算の関係で雑仕
通りだと思っております。

東京都ではありますけれども、その療養所のまあ先ほどのお話によれば中にはお話をありましたした療養所の個々におきましては、ことに先ほど来の常岡先生あるいは山下先生の御報告によれば、東京都ではありますけれども、そういう面があつたのであります。そういふ面が相当各所にありますることを承知をいたしております。しかしながら療養所の所長、あるいは療養所の実際運営をやつておる側といたしましては、多年にわたりまして厚生省当局に対し、すなわち厚生省本省に対しまして、なるべく早い時期において看護婦制度の徹底を期するために、常勤看護婦並びに准看護婦の予算上の措置による定員の増加ということを実施してくれといふことをここ両三年にわたって、むしろ下部から陳情を受け、またそのことが至当であると認めましたのでこういう措置をとつたわけであります。世上つき添い制度の廢止といふことでこれら問題が大きな波紋を呼び、またテレマになつたと思いまするけれども、事実はそのことは副次的な作用によつて起つてきましたことであります。元来は看護制度の強化ということの方向へわ

従つて私はただいまの御説教もありまます。する上に考えておりますことは、このために非常なる犠牲者を出し、あるいは失業者を出すということになるならばまことに申しわけのない次第であつて、厚生大臣として、たとえこの制度の問題が前大臣のときにおきまして大体の基本方針が定められたこととは言ひながら、私といたしましては十分にその解決には力をいたさなければならぬと思つておるのであります。ただいまのことでは撤回をいたすというわけには原則としては參りませんけれども、しかし御陳情並びに御要望のことは十分にわかりますので、これらにつきましては、今後一そうにこの転換期の処置につきましては、私個人のあらゆる力をふるうばかりでなく、事務当局をも私どもの考え方方に同調せしめまして、でき得る限りこれが円満なる転換になるよう努力をいたしたいと思つておりますが、

派、右派の方のお話を承わっておりましたときには全然つき添いといふものがおらぬ、つき添い制度を全廃するといふお考えのように大臣のお話を承わつたのであります。今年度の予算を使い尽したその年度末におきましても、なお障害がある部分におきましては、場所におきましてはつき添いがあるといふことをお認めになるのでございましょうか。その点はちょっととわかりませんでしたが、全部つき添いを本年度の末でやめてしまふ、こういうお話をございましょうか。あるいは事実上いろいろな障害がある場所におきましては、つき添いはその場合においては、幾らかは認めるのだ、こういうお考えでございましょうか。その点が少しありませんからお答え願います。

○國務大臣(川崎秀二君) 本年度の三月三十一日、すなわち年度末におきましてつき添い婦はなくなる予定で今日予算措置をいたし、またそういう方針のもとに進んではおりますけれども、しかば本年度は、御承知のように生活保護におきましては年度一ぱい見ておりますので、これが明年度の予算において、またお切りかえが十分でないということになりますれば、これ

お答えになると思うのです。そうする
というと、この間私療養所へ行つてみ
たら二千四百カロリー出でていないので
すね、食事が……。そうするとどうし
ても補食をしなければ病氣はなおらぬ
ということになる。(「そうです」と呼
ぶ者あり) そうかといって、それなら
二千四百カロリーどうしても出すの
だ、これから出すのだとおっしゃつて
も療養所の予算はもうすでに組んであ
るのですから、二千四百カロリーでで
きないような予算が出ているのです。
これは年度の末になつてどうしても幾
らか補食が必要だというようなものは
残つてくると思うのであります。今
大臣がお話しになりましたように、今
年度の末まで予算を使い尽したとき
においても、その実際の面において障
害のある面においては考慮しようとい
う大臣のお考えをお述べになつたので
満足しますが、それでなければ今年度
終りに全部なくなるというのは大へん
したことだと思うのです。一つ給食の問
題からといつてもおそらく答弁に詰
まつてしまふ、それだからこれはどうし
ても実際の面に当つて障害がある部
分においては、つき添い婦といふもの
は将来はなくするといったしまして、

婦の方の予算は計上しておる、それから他のうちで見ておるのであつて、従つて予算が足らなければ、あとからでも出せる、これは義務費ですから予算がまとまつたから同時につき添い婦をやめなくちゃならぬということは予算が切れるのとつき添い婦をやめるのと同時にいうことはないといふことがはつきりしたのだから、まあ補原委員の御質疑のように、状況によつてこの切りかえの過渡的な措置といいますか、何といいますか、まだ来年度でもつき添い婦が残るという場合もあり得る、残つたつて予算上は困らぬといふことが今明白になつたのですが、これは予算の話です。予算の上から明白になつたところで、雑仕婦を置いてつき添い婦をやめるという措置は、その予算上のそういう措置だけなんですか。厚生省の方で大臣の告示とか、あるいは省令とか何かそういうふうな法規の手続は、私はわからぬが、雑仕婦を置くということとつき添い婦をやめるということは、何か省令か告示とかいふもので出すのですか出さぬのです

か、このいわゆるつき添い婦廃止問題であります。予算上二千二百七十名新たに計上した。ということだけが予算あるいは法規上に現われておる政府の措置なんですか。この方針は一体具体的に実施するということになれば、予算以外の措置を厚生省はするのかしないのかといふことを聞いておかなければ、予算上ではつき添い婦はなお残し得るのだとう扱いができるが、もし省令か、大臣訓示かで、これからつき添い婦といふものは使わぬのだということを明確にしたらば、予算の融通はできたつきない。ですから何がそういうよな廢止に関するそいつたような法規上の手続をするのかしないのかということを聞いておかなればならぬ。

きょうこの席でいただきたいと思うの
であります。先ほど私が何か法規上の
の措置をなさいますかと、こら聞きま
した。措置はしないとおっしゃる、そ
の通りだらうと思う。措置をする必要
もないでありますから、このつき添い
婦といふものが法規の上で認められた
制度でないでありますから、これを
廃止するという広い意味の法規措置が
要るわけはない、その通りであります。
だからおそらく何か通牒を出され
るだらうと思う。やはりその通りに通
牒をお出しになる。私は聞かなければ
なりませんが、そういうことをおつ
しやるんでしたら。そういう通牒をい
つお出しになるんですか、御予定は。
おそらくこういう大きな制度の切りか
えといいますか、関係者が非常に問題
にしてわれわれも国会で取り上げてお
りますこの問題、御用意がなくちやな
らぬ、その通牒はいつお出しになります
か。大体雑仕婦をお置きになります
のは明年の一月でござりますよ。そ
して私どもの質疑応答に対する政府
の答弁は、実情に即応するようにその
過渡的な措置を誤らぬようになりますと
いうことをしばしばお答えになつてお
られる。われわれが心配するのは、雑
仕婦といふものが今あるのではなく
て、これから置こう、しかもそれを置こ
うとしているのは一月からです。つき添
い婦が一生懸命やつておつて病人を
助けておるのは、今やつておるんです。
それを一月から雑仕婦を置いてみてど
うなるかということは、一月から先に
なつてみなければわからぬわけです。
そうするとつき添い婦といふものの措
置をどうするか、こうするかというこ

とは、雑仕婦といふものを置きかえた以後でなければ結論といふものは、今皆さんのが、われわれが政府と質疑応答して政府の答弁は一つは予想なんですよ。こうなるだらうこうなるだらうといふ理論的な予想なんです。やつてみると、いふうのは一月から先なんです。実際に即した通牒を出すというのは一月から先でなければならぬ、私は出せないと思うのです。いつそ、ういう通牒を出そうとするのかどういふ内容の通牒を出そうとするのかといふ私はお考えを聞いておかなければならぬ。その内容によつてはいわゆる法規措置を持つてゐるといふことは、行政上の慣例なのでありますから、こういふものを使わないようにせいといふのは、やめたと同じことなんです。言うまでもなく通牒は法規と同じような効力をもつてゐるといふことは、行政上の慣例なのでありますから、こういふものを使つてゐるといふことを聞いておかれるとおつしやつた。そういう時期の他と見合して、今われわれの希望している多くの委員諸君が希望せられておる、大臣もできるだけ希望を取り入れるとおつしやつた。そういう時期を——考え方にもうよくな通牒の出し方というのは一体どういう出し方をされようとするのかといふことを聞いておかなければならぬと思うのです。

あります。が、そういう問題になりますれば、事務当局からお話を申し上げる方がより的確であろうと思いますが、それでもなおかつ私の考え方を申しておきます。すなわち明年度の予算が決定をいたさなければ、このつき添いをどうするかということは、本年の予算では、制度として設けられておるものではありませんから、立法措置は要らないことは、もう質疑応答によりまして明らかであります。が、予算措置に伴うことでも明年度予算が決定をする時期でなければ申し上げることはできないうことに相なるのではなかろうかと、こう思つております。しかしその前提をなすと申しますが、すなわち今回看護制度を強化するということについての通牒は本年、おそらくとも来月七日には決定をいたしまする予算案の成立直後におきまして、当然看護力の強化に対する通牒は出さなければならぬと、これは常識的に考えをいたしております。

○山下義信君 私はこの御答弁が事務的なさつたのです。事務的にはこれはわれわれは議論の余地も何もない。あなた方がなさうると思えばどういうことをなさっても厚生大臣の権限でなさる。私どもが質疑応答をすることは、このたびの措置を政治的に御考慮なさる余地があるかどうかということを質疑応答をやつていて。(「その通りだ」と呼ぶ者あり) その御答弁はことごとく政治的な御答弁だ、大臣の御答弁は、ざらう減切り型の質疑応答は無益だと先ほどあなたもおっしゃったが、その通りであつて、いろいろ含みのある御答弁をしておられる。すなわちこの問題に対する政治的措置をどうするかということについての御答弁がこれが非常に重大で、われわれは承わつておるのである。従つてこの政治的な解決の方法をお示しなさい。それに基いて通牒といふものが出ておなければ、大臣の今の御答弁は全くこれは意味をなさぬことになる。ですからその大臣の方針に従うた通牒が通牒内容であるべきであると私は思います。が、それを別にして、事務当局から出される通牒の案があるならば承わろう。今御答弁になりました予算措置ができて云々というよくなことは、これはもう失礼であります。三百代言的な言葉であつて、何も意味をなさぬ。また一つには、雑仕婦を置くといふ通牒を私は承わらうとしているのではないか。これは予算が通つたらば雑仕婦を置くのだということは、これははつきりと厚生省の方で何かで具体的に公式

にお示しになるだろう。私が承わるう
といふのは、つき添い婦を廃止すると
いうこと、それに何か関係のはつきり
とした通牒というか、意思表示といふ
ものを行政府としてなされるのかどう
か。もしなされるならば、その内容は
どういふ意思表示をなさうとされる
のか。すなわち言いかえるといふと、
大臣ができるだけこの切りかえについ
ては考慮するのだと言わた。その考
慮が内容でなければならぬが、それな
らば一月の雑仕婦を置いてから後でな
ければ、実情を見てからでなければ、
これからつき添い婦を使わぬようにな
くそれとか、使つちやならぬとかいふ
ことの通牒も出せぬはずだと思うので
あります。が、どういふ通牒を出そうと
するのか、もし事務当局がそういう政
治的解決をするという意図を離れて、
事務当局がつき添い婦廃止に対しての
通牒を出す案があるならば、大臣を
そつちのけにして事務当局の案がある
ならば、これを一つおっしゃついていた
だいていいけれども、大臣の答弁に沿
うような通牒を出そうとするならば、
事務当局が別の案があろうはずがな
い。私はそう思う。

○山下義信君 私はただいまの大臣の御答弁で満足で、これは当りまさだと思う。何も答弁がむずかしいことも何もないのです。今ここで言つては、予想の議論や、いろいろ希望的、何といふか、いわゆる空理空論で議論をしている。利害得失はここで議論した通りの実情になるかならぬかといふ、ほんとうの勝負は一月になつてみなければわからぬ。それをやってみなければ、すぐ全廢するといふことの通牒も出せぬだらうし、これはこういう実情では今すぐやめられぬぞといふのは、同じじつき添い婦に關する扱い方についても、その措置といふものが実情に沿うよくな通牒でなければならぬ。ただ、いがなる状態にならうと、やめるのだといふがむしやらでいくなれば、それはつき添い婦はこれからやめるのだといふ通牒は、予算の通り次第、七月であろうと八月であろうと、いつでも出せる。しかしながら先ほどから大臣の政治的答弁、実情に沿うようになつて、こういうことになつて、善処する、こういうことは、私は一月から後でなければ、ほんとうに予算通り雑仕婦を一月から置いてみて、そうしてつき添い婦を幾分かかえてみて、どういう事態が起るかということを、これを握つてみなければ、実情に沿う通牒といふものは出せようはずがない。これが政治です。今ここで言つては、これは政治じやない。現実を離れて、一応の政府の方針といふものについて可否論を戦

は、一月からの勝負。従つて私はほんとうに実情に沿うような、下部機関に對してつき添い婦といらもの用い方、使い方をどうするかといふことは、それから後でなければほんとうの通牒が出ないとと思う。今大臣の御答弁で、私はこれは一月以後の実情を見てからでなければ、つき添い婦についての通牒を出さぬと言われた答弁は、やはりっぱだと思う。私は支持したいと思う。私はこれで満足する。それ以外に事務当局が何か考えがあれば、参考に聞いておく。おそらくそういうことになつたらば、本年つき添い婦の廃止は私はできぬと思う。一月以降でなければ通牒は出せぬというふうに今大臣は約束して下さる。これでは昭和三十一年度におきましては一月から後に実績を見てからでなければ、つき添い婦をどうするかということについて、厚生問題に対しても、事務的にもこれは手当局の意思表示ができるぬということになれば、お氣の毒であるが、三月三十日までには、おそらくつき添い婦の問題が、これは事務当局の御見解があれば承わつておく。

きかと思ひます。その場合におきましては、たゞいまして、今年度におきましては、たゞいまして、今までつき添い婦であり、あすから療養所の職員に切りかえる、そぞういうことが妥当でないことは言ひますが、でもござませんし、従いまして相当長い間の準備期間を置いて順次に切りかえるという措置をとるように考えております。従いまして本年度におきましては、ある意味でのいわゆるつき添い婦と、それから職員による看護とのダブル・プレーといふような格好になるとと思ひます。そのダブル・プレーをどの程度にするかということについての、こまかい生活保護なり、あるいは社会保険上の取扱いについては、それぞれ両当局から私の方ともよく打ち合せをして出して出したいと思っております。来年度以降の問題につきましては、三十一年度の予算も決定しました以後において、来年度が始まるまでの間において措置いたしたいと考えております。

でもつき添い婦を用いるということをし
ばらくも認めた、つき添い婦を
使つやならぬ、生活保護法じよそ
ういうものを申請してならぬぞといひ
ようなことの通牒を出すことはできぬ
と私は思ひ。それならば、つき添い婦が
現実に百人か二百人残るということに
からそういう申請をさせぬようにする
なつても、つき添い婦をつけてもらひ
ためには、つき添い婦といふものはこ
れを認めぬという通牒を出したとき
が、これが廃止のときなのです。それ
で幾らかでもそこで温情を加えて、幾
うかでもつき添い婦を残すといふ持
ちがあつたならば、つき添い婦を申請
しあらぬぞといふような通牒は、
私は出すことはできぬだらうと、こう
言ひのです。そして難仕事とつき添
い婦と切りかえる手続について何かの
必要な通牒を出すことは、これは御隨
意だ。問題は、たとえば生活保護法の
上で地方の福祉事務所、その他関係者
がつき添い婦をつけてもらいたいとい
う申請をすることは、このつき添い婦
の廃止、これを申請することは生活保
護法で認めぬといふ通牒を出さぬ限り
は、何べんつき添い婦の要求が来て
も、これを当局は拒否することはでき
ない。そういうけじめをつけるといふ
ことは三月の三十一日が済まなくては、
早くとも一月以後にならなければ、実
情を見てからでなければできぬだら
う。むずかしいだらうといふことを
言うておる。あなた方を攻撃してい
るのじゃない。それで大臣の政治的答弁
とにらみ合して、このつき添い婦問題

の実際の効力発生というか、取扱い方を通じて下部に流そうとするとき、事務当局はやり方がないだろうということを言つておる。何かあればと聞いておる。今のような高田次長のようなことを私は聞こうとしたのじゃない。つき添い婦廃止、つき添い婦問題について、諸君らがどう心がけたらいいのか、関係者がどう心がけたらいいのかということは、一月以降でなければわからぬだろ。また、その内容は、大臣の政治的答弁を内容とする通牒以外に出せぬだろといふことを言つておる。従つて、事務当局は從来何を考えておつたかしらぬけれども、大臣が政治的答弁をした以上は、ただ単に事務を進捗させるよな割り切つた通牒は出せなくなつたといふことを言つておる。あなた方は困るだろといふことを言つておる。あとは大臣の指示を受けなさい。

○相馬助治君 一応質疑も尽きたようだから、私はこの問題の重要性にかんがみて、各委員のお許しを得て動議を一つ出したいたと思うのです。それはこ

こで本委員会の意思を決議の形において作成して、その意思を明らかにした

か、この取り扱いとかは、後ほど適当に懇談会等を開いておきめ下さつて

○加藤武徳君 私は、相馬君のたゞいまの動議に賛成をいたします。

○委員長(小林英三君) ただいまの相馬君の動議は、つき添い婦制度をもつて本委員会において決議をもつて意

思発表をしたいといふ動議であります

が、御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議ないよ

うでありますから、当委員会におきま

して決議をもつてこれに対する意思發

表をいたしたいと思います。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。

それでは暫時休憩をいたします。午後は二時から再会いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時四十一分開会

○委員長(小林英三君) ただいまから

委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、つき添い婦制度に関する件を議題といたします。

本件に関しましては、午前中の委員

刻來委員長、理事並びにこれに有馬委員が参加いたしまして決議案の案文を練つたのでございます。それが決定いたしましたので、委員長から御報告を申し上げます。

決議案

附添い婦制度廃止の基本方針につい

ては、それが医療内容の向上に寄与する限りにおいては止むを得ないとい

うといふ動議です。この決議案文と

云々とある、そのやむを得ないと

ころにアクセスがあり、ポイント

があるのでではなくて、次を言うところ

の言葉としてこのことが述べられて

ること本員は了解をするものであり、

政府もまたそのような意味合いでお

あわせて御報告いたします。

○相馬助治君 委員長理事会の決議案

の内容を一任いたしたのでござります

まつた通り、この決議案は、本委員会

の意思として嚴肅に決定されたもの

ではありません。ただいま満場一致き

くどくどしく申しますことは、衆議院

制度廃止問題につきましては、この

ところずっと引き続いて御審議をいた

だいておったのでござりますが、ただ

いま委員会の御意思として決議がなさ

れたわけございまして、その中に繰

り込んでござりますように、看護委員

の増加及び設備と給食の改善といふよ

うなこと、さらにつき添い婦の配置転

換といふよなーこれが失業問題で

ござりますが、これらについても十分

に委員会の御意思を尊重いたしまし

て、なお委員長からつけ加えられまし

た雑仕婦といふ名称に対しての補助婦

についても、懇々とお話をございま

があり、また相馬委員からもその冒頭

にござります「止むを得ない」という言葉

についても、懇々とお話をございま

したので、十分御意思を尊重いたしま

して差しして参りたいと存じます。

○委員長(小林英三君) つき添い婦制

度を廃止することには異論である。し

かも厚生省がいかに強弁しようとも、

看護力の充実にならずして、看護力の

減退になる。しかもその切りかえに当つては、どのような慎重な手続をするとしても、その期間が短時間の場合においても、あるいは現在の財政の措置の範囲においては混乱は免れない、つき添い婦の失業後の救済に当つては、政府がいかに答弁するととも現実の問題においては確かにこれが解決するとは思えないというような諸種の意見が開陳されたことは、政府委員の諸君も御承知の通りであります。従いましてこの委員長理事会におきまして、たゞ政府が考えておりますところの「附添い婦制度廃止の基本方針」につき思ひたすことにしておきます。

○委員長(小林英三君) 附添い婦制度廃止問題を講じなければならない。

よつて政府は此等の実情を十分考

慮するに上慎重なる方途を講すべきであ

る。

○委員長(小林英三君) 附添い婦制度廃止問題を講じなければならない。

よつて政府は此等の実情を十分考

慮するに上慎重なる方途を講すべきであ

る。

○委員長(小林英三君) 附添い婦制度廃止問題を講じなければならない。

よつて政府は此等の実情を十分考

慮するに上慎重なる方途を講べきであ

る。

○委員長(小林英三君) 附添い婦制度廃止問題を講じなければならない。

よつて政府は此等の実情を十分考

本委員会としてはきわめて熱心に調査をやつて参ったのであります。この問題に対しまする調査は、この程度で打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

六月二十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、歯科技工法案

歯科技工法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 免許(第三条・第十一条)
第三章 試験(第十一条・第十六条)

(免許)

第三条 歯科技工士の免許(以下「免

許」という。)は、歯科技工士試験(以下「試験」という。)に合格した者に付与される。

(絶対的欠格事由)

第四条 盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができない。

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医

療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。た

だし、歯科医師(歯科医業を行ふことができる医師を含む。以下同じ)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、都道府県知事の免許を受け、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいり。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

第二章 免許

(免許)

第三条 歯科技工士の免許(以下「免

許」という。)は、歯科技工士試験(以下「試験」という。)に合格した者に付与される。

(絶対的欠格事由)

第四条 盲の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができない。

(試験の実施)

第六条 都道府県知事は、前条の処

分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所を

その期日の二週間前までに当該処

分を受ける者に通知し、かつ、そ

の者又はその代理人の出頭を求め

て聴聞を行わなければならない。

一、精神病者又は麻薬、あへん若

しくは大麻の中毒者

(歯科技工士名簿)

第六条 都道府県に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、歯科技工士名簿に登録することによつて行う。

3 歯科技工士は、免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

3 歯科技工士は、毎年十二月三十日現在において、その氏名、住所(業務に従事する者については、まさにその場所)その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消等)

第八条 歯科技工士が、第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 歯科技工士が、第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(試験の目的)

第九条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行

(試験の実施)

第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行

(試験の実施)

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同

条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審議会の委員に、試験の基準に関し、歯科技工士試験審議会を指導させることができる。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、都道府県知事

は、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審議会の委員に、試験の基準に関し、歯科技工士試験審議会を指導させることができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に關して必要な事項は文部省令又は厚生省令で定める。

利な証拠を提出することができ

る。

2 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることができる。

(政令への委任)

第三条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に關する事項は、政令で定める。

(第三章 試験)

四 外国歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業して

又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適

当と認めたもの

二 厚生大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科工士学校を卒業した者

四 文部大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者ができない者

五 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

六 正確な証拠を提出することができ

る。

2 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

3 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

4 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

5 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

6 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

7 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

ることができない。

8 都道府県知事は、次の各号の一に

該当する者でなければ、受け取

者で、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようになければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受け取

ることができない。

二 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科工士学校を卒業した者

四 外国歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業して

又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適

当と認めたもの

二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科工士学校を卒業した者

四 文部大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業して

らず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)

第三条 昭和三十五年までは、第十一条第一項の規定にかかると、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行るものとする。

ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかると、試験を行わぬことができる。

(指示書に関する経過措置)

第四条 第十八条の規定に、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかると、適用しない。

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所（病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除くものとし、以下「特例技工所」という。）及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第十二条中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定による处分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円

以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設している者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(罰規定期)

第七条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に従事して附則第五条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八条 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験

験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかると、その期間の経過後も、試験を受けることができる。

その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかるわざず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかると、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改止する。

第五条第三十九号の次に次の二号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生婦、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の養成所

又は整成施設の指定又は認定を行ふこと。

(施行期日)

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案（衆）

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

(施行期日)

本則中「試験を受けることができる」といふべき者の下に「医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百九十二号）第四条の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、「この法律施行の日から五年以内を「昭和三十一年十二月三十一日まで」に改める。

一部を次のように改正する。

本則中「試験を受けることができる」といふべき者の下に「医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百九十二号）第四条の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、「この法律施行の日から五年以内を「昭和三十一年十二月三十一日まで」に改める。

試験資格の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「試験を受けることができる」といふべき者の下に「医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百九十二号）第四条の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、「この法律施行の日から五年以内を「昭和三十一年十二月三十一日まで」に改める。